

～やえがさたより～

令和6年4月号

◆新年度のご挨拶

引き続き、東部農業事務所家畜保健衛生課長を務める小淵です。

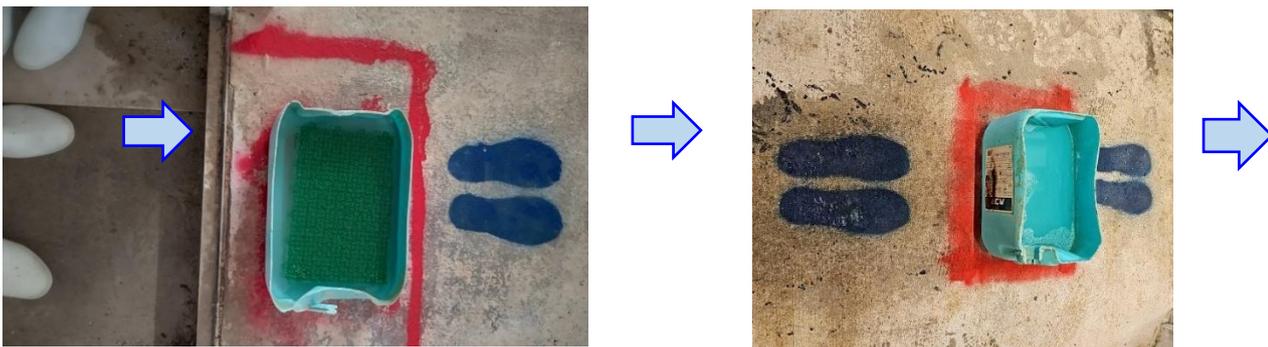
日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者5名、転入者3名の異動がありました。新体制のもと業務を遂行して参りますので、よろしくお願いいたします。

令和6年元旦に、県内4例目になる鳥インフルエンザが高山村の大規模養鶏場で発生しました。豚熱も農場へのウイルス侵入リスクは非常に高い状況のため、飼養衛生管理の徹底を引き続きお願いいたします。

また、牛のサルモネラ症が全国的に年間を通して発生しており、注意が必要です。令和5年は、全国で217戸639頭の発生が確認されました。北海道が最も多く183戸560頭の発生ですが、県内でも1例発生し、対策に長期間を要しました。発症牛の糞便には大量のサルモネラが含まれており、重大な感染源になります。発熱、下痢や血便、流産などが見られたら、隔離し獣医師に連絡して下さい。

東部管内農場の衛生管理の取り組みをご紹介します。畜舎に病気を持ち込まないように、人の動線を見てわかるようにしています。

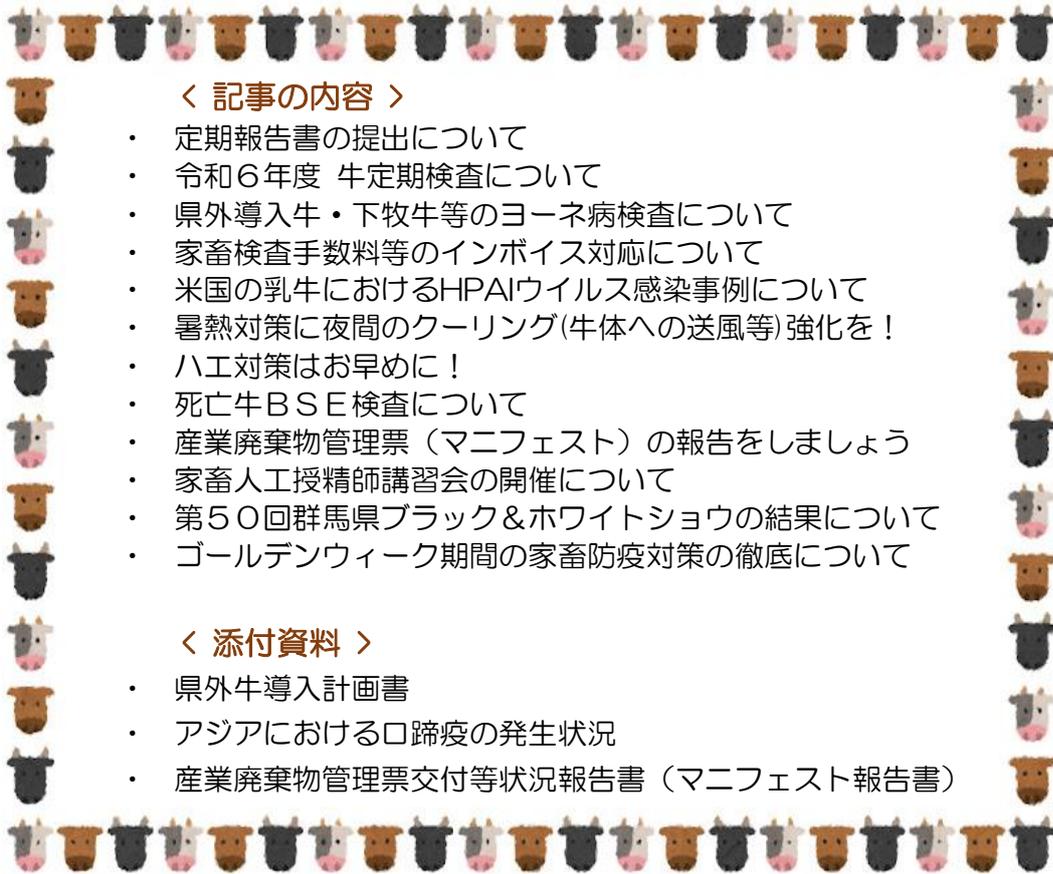


入口消毒槽の設置場所と動線を指定することで、逆戻りをしないようにします。参考にしてください。

◆職員の人事異動について

人事異動により、職員の転出・転入がありました。今年度は以下の職員体制になります。今後ともよろしくお願いいたします。

		令和6年度職員（前職場）	
課長			
次長			
環境衛生係	係長		
防疫係	係長		



＜ 記事の内容 ＞

- ・ 定期報告書の提出について
- ・ 令和6年度 牛定期検査について
- ・ 県外導入牛・下牧牛等のヨーネ病検査について
- ・ 家畜検査手数料等のインボイス対応について
- ・ 米国の乳牛におけるHPAIウイルス感染事例について
- ・ 暑熱対策に夜間のクーリング(牛体への送風等)強化を！
- ・ ハエ対策はお早めに！
- ・ 死亡牛BSE検査について
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう
- ・ 家畜人工授精師講習会の開催について
- ・ 第50回群馬県ブラック&ホワイトショウの結果について
- ・ ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について

＜ 添付資料 ＞

- ・ 県外牛導入計画書
- ・ アジアにおける口蹄疫の発生状況
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

◆定期報告書等の提出について

令和6年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。
まだ提出していない方は、早急に提出をお願いいたします。
(令和6年1月29日付けで報告様式等の書類をお送りしております)



- ※ すでに提出済みでも、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再度提出が必要です。
- ※ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、農場で伝染病が発生したときに国から支給される手当金が、減額または不支給となるおそれがあります。

◆令和6年度 牛定期検査について

今年度の牛定期検査は、以下の予定で実施します。



- ◇検査疾病 : **ヨーネ病**
- ◇対象牛 : ・ **生後6ヶ月以上**で、**搾乳**の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛
・ **生後6ヶ月以上**で、**繁殖**の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- ◇実施区域 : 『**桐生地区**』『**邑楽地区**』
- ◇実施時期 : **6月、7月**（詳細な予定は決まり次第お知らせいたします）
- ◇検査手数料 : 1頭につき**700円**
- ◇検査方法 : 抗体検査（陽性となった場合は遺伝子検査を実施）

定期検査時に採取した血液で、牛伝染性リンパ腫(BLV)及び牛ウイルス性下痢(BVD)の検査をすることができます。ご希望の場合は、当所へお問い合わせください。

◆県外導入牛・下牧牛等のヨーネ病検査について

県外からの導入牛（県外預託の下牧牛を含む）は、導入時にヨーネ病検査を行います。また、県内家畜市場から購入した牛であっても、県外農場からの導入であれば検査対象となります。導入予定のある場合は、早めに家保へ添付の県外牛導入計画書（別記様式1）を提出してください。

あわせて、公共牧場等への放牧予定牛についても、ヨーネ病検査の対象となります。予定のある場合には事前に検査を受けるようにしてください。

国のヨーネ病防疫対策要領及び群馬県ヨーネ病防疫対策実施要領の一部改正にともない、**今年度から導入牛は遺伝子検査のみの実施となります**。ヨーネ病のみ検査する場合は糞便採取のみとなり、採血は行いません。なお、抗体検査は放牧予定牛検査、共進会等出品予定牛検査及び定期検査で実施します。

検査手数料は以下のとおりです（群馬県証紙で納付となります）。

検査項目	手数料 (1頭あたり)	検体	備考
ヨーネ病遺伝子検査	1,290円	糞便	県外導入牛必須
ヨーネ病抗体検査	700円	血液	放牧予定、共進会等出品牛等
牛伝染性リンパ腫	590円	血液	希望により検査
牛ウイルス性下痢	1,290円	血液	希望により検査

◆家畜検査手数料等のインボイス対応について

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されています。家畜保健衛生所における検査で、検査手数料が消費税の課税対象となる例は以下のとおりです。

- ヨーネ病（微生物検査 1,290円）
 - 牛伝染性リンパ腫（免疫反応検査 590円）
 - 牛ウイルス性下痢（微生物検査 1,290円）
 - 乳房炎検査（微生物検査 1,290円）
- } 課税対象
(インボイスに記載)

また、農場カテゴリーⅠ証明書等の発行に係る手数料（文書料 590円）も課税対象となります。なお、定期検査や放牧予定牛検査等におけるヨーネ病検査（抗体検査 700円）は課税対象外であり、インボイスには記載されません。

インボイスの発行を希望される場合は、家畜保健衛生所にお知らせください。

◆米国の乳牛におけるHPAIウイルス感染事例について

令和6年3月以降、米国で飼養される乳牛において高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスの感染事例が報告されています。感染牛では泌乳量低下、食欲不振、抑うつ、発熱、脱水等の症状が認められました。

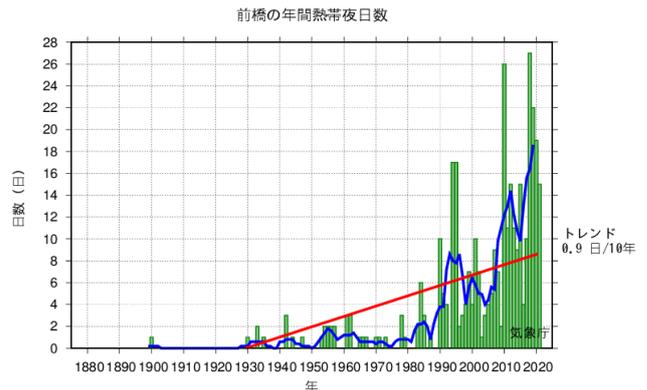
現時点では感染牛から人へのウイルス伝播による健康リスクの増加や、乳製品の安全性に影響を及ぼす懸念はないとされています。また、日本国内での感染事例もありません。

◆暑熱対策に夜間のクーリング(牛体への送風等)強化を！

暑熱ストレスの評価指標として THI (温湿度指数) が用いられていますが、夜間の THI が低く推移した農場ほど乳量が高いという調査結果がでています。牛の体温概日リズムは朝、最も低く真夜中まで最高温度で推移した後、翌朝にかけて低下します。この夜間から早朝にかけていかに体温をスムーズに正常値に戻すことが重要です。

しかし、気象庁の前橋の年間熱帯夜日数のグラフから、近年は夜間も気温が下がらない日が増えており、牛に負担がかかっていることが推察されます。

ヒートストレスメーター等により夜間 THI が高いと想定される場合は、夜間の牛体への送風、散水の強化を検討してみてもいいでしょうか。(緑書房：ライフステージでみる牛の管理より)



◆ハエ対策はお早めに！

ハエは

- ◎ 家畜のストレスとなって生産性を低下させます。
- ◎ 病原体を運び衛生環境を悪化させます。
- ◎ 近隣住民に不快感を与え、苦情の原因となります。

1. 早めの対策が有効です！

ハエの発生は6～7月がピークです。

春先のうちに除ふんや清掃で越冬している卵や幼虫などを排除し、数を減らしておきましょう。

2. 発生源をなくすことが有効です！！

ハエの発生源は、水気とウジの食べ物があるところでは。

家畜のふん尿、飼槽の食べ残しなどは、とても良いすみかです。

できるだけこまめに(ウジが成虫になる前に)除ふんや清掃を行いましょう。

3. 基本のウジ対策は徹底的にやりましょう！！！！

除ふん後は堆肥舎やコンポで素早く堆肥化しましょう。発酵熱によりウジは死んでしまいます。どうしても掃除できない場所はウジに効く殺虫剤を散布すると成虫にならないで死んでいきます。また、消石灰散布も効果があります。

4. 成虫対策は効果的ではありません。

飛び回るハエに殺虫剤を吹きかければ一時的に量は減りますが、薬剤に対する抵抗を作りやすく、効果的ではありません。

成虫への対策は、発生源とウジへ対策をした上で行うようにしましょう。

「こまめな清掃」・「適切な堆肥処理」・「畜舎環境を清潔に保つこと」

が大切です。

◆死亡牛BSE検査について

令和6年4月1日からBSE検査対象牛が変更となり、96カ月齢以上の月齢による検査が廃止され、BSEを疑う症状を呈している牛（原因不明の歩行困難又は起立不能を呈して死亡）のみになりました。（詳細は3月号の「家保たより」を参照にしてください。）

上記症状により死亡した場合は、全ての月齢において家保まで届け出てください。

また、BSE検査の受付について、今後は土日祝祭日を除く平日（家畜衛生研究所の開庁日）となります。

◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

死亡した牛の処理を業者に依頼した時に渡した産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により毎年6月末までに東部環境事務所あて提出してください。令和6年6月30日までに提出するのは、令和5年度分の実績です。

【提出先】 東部環境事務所 廃棄物係 〒373-0033 太田市西本町 60-27 電話：0276-31-2517 FAX：0276-31-7410

※ 提出先は家畜保健衛生所ではありません。ご注意ください。

別紙の記入例を参考に作成してください。提出方法は郵送または持参です。

◆家畜人工授精師講習会の開催について

受講希望の方は以下①～④(③と④は該当者のみ)の書類を家畜保健衛生課へ提出してください。必要書類は家畜保健衛生課で配布しています。

提出期限：令和6年5月17日（金）まで

- ① 講習会受講願（指定様式）
- ② 履歴書（指定様式）
- ③ 家畜人工授精師養成講習会受講免除願（指定様式）
- ④ 学科目取得証明書（指定様式）

開催期間	令和6年6月27日（木）～7月26日（金）※土日祝祭日を除く
修業試験	令和6年7月29日（月）～7月31日（水）
開催場所	群馬県畜産試験場

◆第50回群馬県ブラック&ホワイトショウの結果について

令和6年3月27日(水)に全農群馬渋川子牛市場で標記共進会が開催されました。県内から70頭ほどが出品され、第8部 みどり市 三輪 圭吾 氏が最高位のグランドチャンピオンを受賞しました。



リスペクト ラティーズ ハンコック号

◆ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について

ゴールデンウィークを迎え、国内や諸外国との間で人の動きが活発化することが予想されます。口蹄疫は、中国・韓国などの近隣国を含むアジア地域で広く感染が確認されています。インバウンドが回復しアジア地域からの入国者は一層増加しており、我が国が輸入を禁止している肉製品等を含む入国者の携帯品や国際郵便物等を介して、これらの疾病が侵入するリスクは非常に高まっています。人や物、野生動物によって農場内に病原体を侵入させないよう、飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いします。

〈農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見〉

- 1 疾病が発生している国への不要不急の渡航は避ける
- 2 外国人従業員が従事する農場では、海外からの物品が農場内に持ちこまれることがないように指導を徹底する
- 3 観光客を含め、関係者以外が衛生管理区域に立ち入らないように看板などで掲示する
- 4 農場内・周囲に野生動物が隠れる場所を作らない、畜舎の隙間や破損はすぐに修繕する
- 5 家畜の健康観察を毎日行い、異状のある時は家畜保健衛生所に連絡する



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課までご連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）
〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3
電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

(別記様式1)

県外牛導入計画書

令和 年 月 日

東部家畜保健衛生所長 あて

申請者 住所：
氏名：

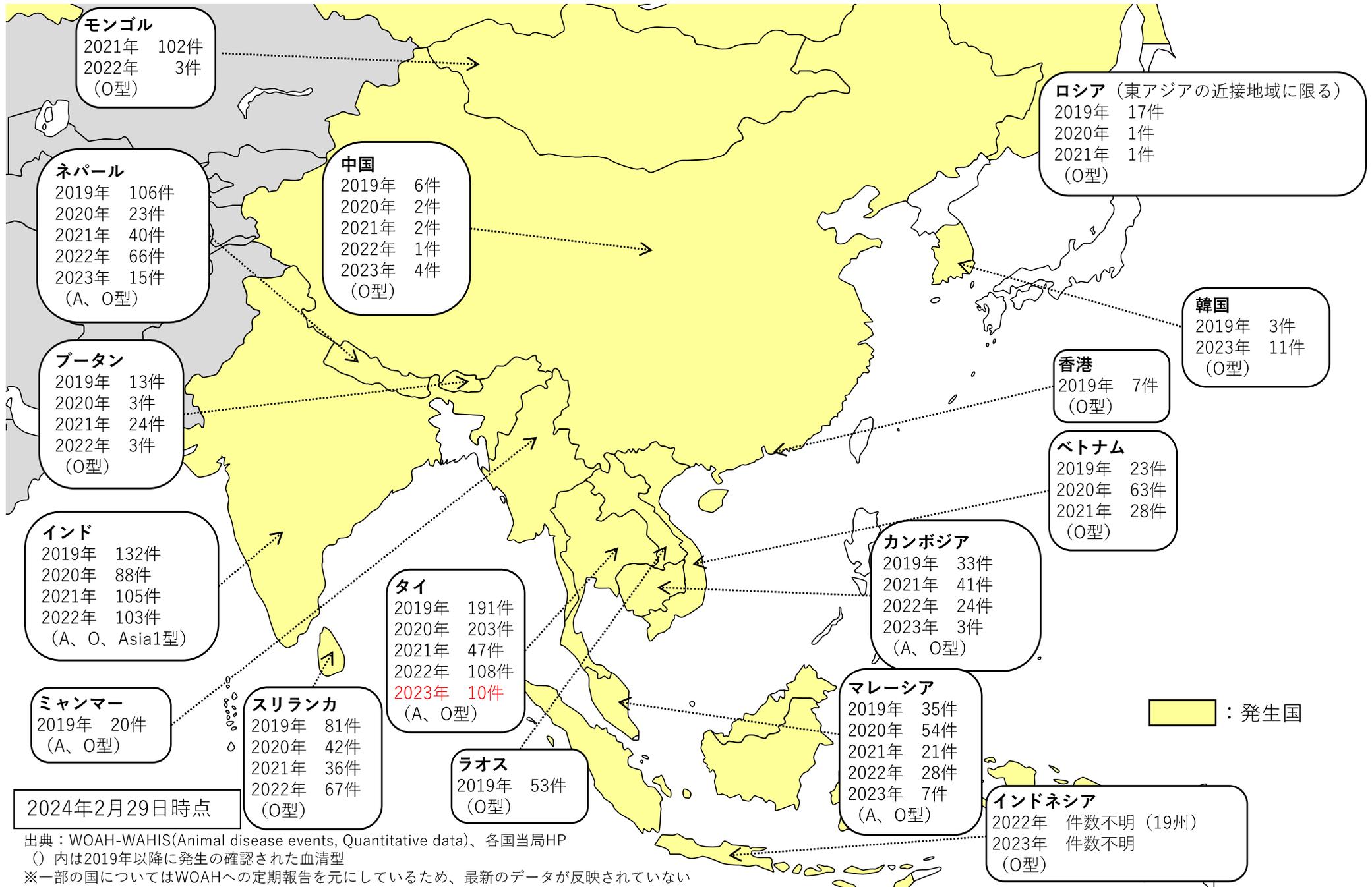
下記のとおり県外から牛の導入を予定しているので、承知願います。

記

- 1 導入予定日 令和 年 月 日
- 2 導入頭数 頭 (種類：)
(月齢：)
- 3 導入元 農場名
住所
- 4 導入先 農場名
住所

(電話番号)
- 5 その他参考となる事項 (カテゴリー I 証明、個体識別番号等)

アジアにおける口蹄疫の発生報告状況（2019年以降）



記入例(BSE検査対象牛の場合)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度分）

群馬県知事 あて

最初の運搬先である家畜衛生研究所の住所を記入します。

業種は 農業 と記入します。

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

・依頼した家畜の重さをトン(t)に換算して記入(概ねで結構です)。
・換算は下記の表を参考にしてください。

令和5年度に書いたマニフェストの枚数を記入します。

家畜衛生研究所までの運搬を依頼している業者名と許可番号を記入します。(下記参照)

報告者 住所 群馬県太田市八重笠町○○○-○
氏名 (有) 東部畜産 代表取締役 群馬太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0276-45-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		(有) 東部畜産				業 種	農業		
事業場の所在地		群馬県太田市八重笠町○○○-○				事業場の電話番号	0276-45-○○○○		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動物の死体	5	8	0100001○○○○	坂東太郎	群馬県前橋市富士見町小暮2425-3	空欄	空欄	空欄
2	空欄	空欄	空欄	空欄	(株)群馬山一	群馬県前橋市荒口町150-1	11420112028	(株)群馬県化成産業	空欄
3	産業廃棄物の種類の欄は動物の死体 とります。								・処分場所の住所は運搬先と同じなので空欄でかまいません。
4									群馬県の牛の死体は最終的に群馬化成に運ばれるためこのように記入します。

○主たる運搬事業者（群馬県HPより）

許可番号	処理業者の氏名	備考
01000148293	都築松寿	グンテク商事
01000108046	新井香代子	新和油脂
01000154091	荻野和男	
01000079703	(株)ルックライン	
01000163486	(株)ARI	新井初江

○牛、豚の体重早見表（単位：kg）

月齢	和牛	乳牛	日齢	肥育豚
1	50	60	40	10
4	120	120	60	20
8	210	210	90	40
12	350	300	120	65
16	370	370	150	90
20	390	440	180	110
24	420	490		
30	450	560		

・農場毎に作成してください。
・提出先は、東部環境事務所 廃棄物係 です。
住所:太田市西本町60-27 電話:0276-31-2517
・提出方法はコロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出に御協力ください。

※1枚のマニフェストにつき、家衛研までの運搬と、そこから化成場までの運搬の2段書きになります。

裏面も御覧下さい↓

記入例（BSE検査対象ではない牛の場合）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度分）

群馬県知事 あて

令和 6 年 〇 月 〇 日

報告者

住所 群馬県太田市八重笠町〇〇〇-〇
氏名 (有)東部畜産 代表取締役 群馬太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0276-45-〇〇〇〇

業種は 農業 と記入します。

・依頼した家畜の重さをトン(t)に換算して記入(概ねで結構です)。
・換算は下記の表を参考にして

・令和5年度に書いたマニフェストの枚数を記入します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		(有)東部畜産				業 種	農業		
事業場の所在地		群馬県太田市八重笠町〇〇〇-〇				事業場の電話番号	0276-45-〇〇〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動物の死体	5	8	0100001〇〇〇〇	坂東太郎	群馬県前橋市荒口町150-1	11420112028	(株)群馬県化成産業	空欄
2									
3									

産業廃棄物の種類の欄は

・運搬を依頼している業者名と許可番号を記載します(下記参照)。
・もし、2つの業者に依頼している場合

群馬県の牛の死体は、群馬化成に運んでいるのでこのように記入します。

処分場所の住所は運搬先と同じなので空欄でかまいません。

○主たる運搬事業者（群馬県HPより）

許可番号	処理業者の氏名	備考
01000148293	都築松寿	グンチク商事
01000108046	新井香代子	新和油脂
01000154091	荻野和男	
01000079703	(株)ルックライン	
01000163486	(株)ARI	新井初江

○牛、豚の体重早見表（単位：kg）

月齢	和牛	乳牛	日齢	肥育豚
1	50	60	40	10
4	120	120	60	20
8	210	210	90	40
12	350	300	120	65
16	370	370	150	90
20	390	440	180	110
24	420	490		
30	450	560		

・農場毎に作成してください。
 ・提出先は、東部環境事務所 廃棄物係 です。
 住所:太田市西本町60-27 電話:0276-31-2517
 ・提出方法はコロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出に御協力ください。

裏面も御覧下さい↓

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度分）

令和 6 年 月 日

群馬県知事 様

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業 種			
事業場の所在地								事業場の電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所		
1											
2											
3											
4											
5											
6											

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度分）（続紙）

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									